

# 木造住宅耐震【診断】補助金について

## <対象要件>

1. 平成12年（2000年）5月31日以前に建築された専用住宅及び店舗・事務所兼用住宅
2. 2階建以下の在来構法により施工された木造建築物
3. 住宅の所有者が藤沢市内に居住していること
4. 事前相談が終わっているもの

※市税を滞納している方（申請者以外の所有者を含む）は対象となりません。  
 （藤沢市に市税を納めたことがない場合、滞納確認ができないため、補助対象外になる可能性があります）  
 ※申請前に耐震診断の契約が済んでいるもの（見積りの取得は含みません）、  
 または過去に実施した耐震診断については対象となりません。  
 ※事前相談後12月末までに申請がない場合は、キャンセルとなります。  
 ※店舗・事務所兼用住宅の建物用途確認については、課税情報や建築時の記載事項証明等で確認しますので、建築時から用途が変更されている場合は、ご相談ください。  
 ※令和5年度から所有者が市内居住であれば、貸家・空家でも補助対象となりました。  
 ※令和7年度から、<対象要件1>が昭和56年から平成12年に拡充されました。

## <補助金額>

耐震診断（一般診断・精密診断）にかかる費用の1/2かつ最大で6万円

## <申請に必要なもの>

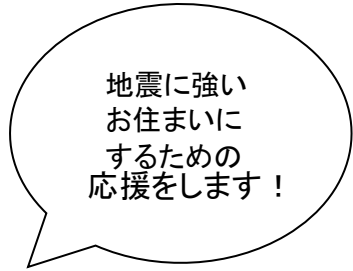
- ①マイナンバーカード、運転免許証（両面）、  
 事前相談時に①②の 国民健康保険被保険者証等の住所を確認できる資料の写し（所有者全員分）  
 書類を確認をします。 ②固定資産（家屋）評価証明書又は家屋に係る納税通知書の写し（所有者全員分）  
 ③耐震診断に要する費用の見積書の写し  
 ※令和4年度から押印は不要となりました。ただし、申請書を訂正する場合は、  
 申請書及び訂正箇所を押印が必要になります。（代理者が訂正する場合は、委任状に押印が必要です）

## <申請期限>

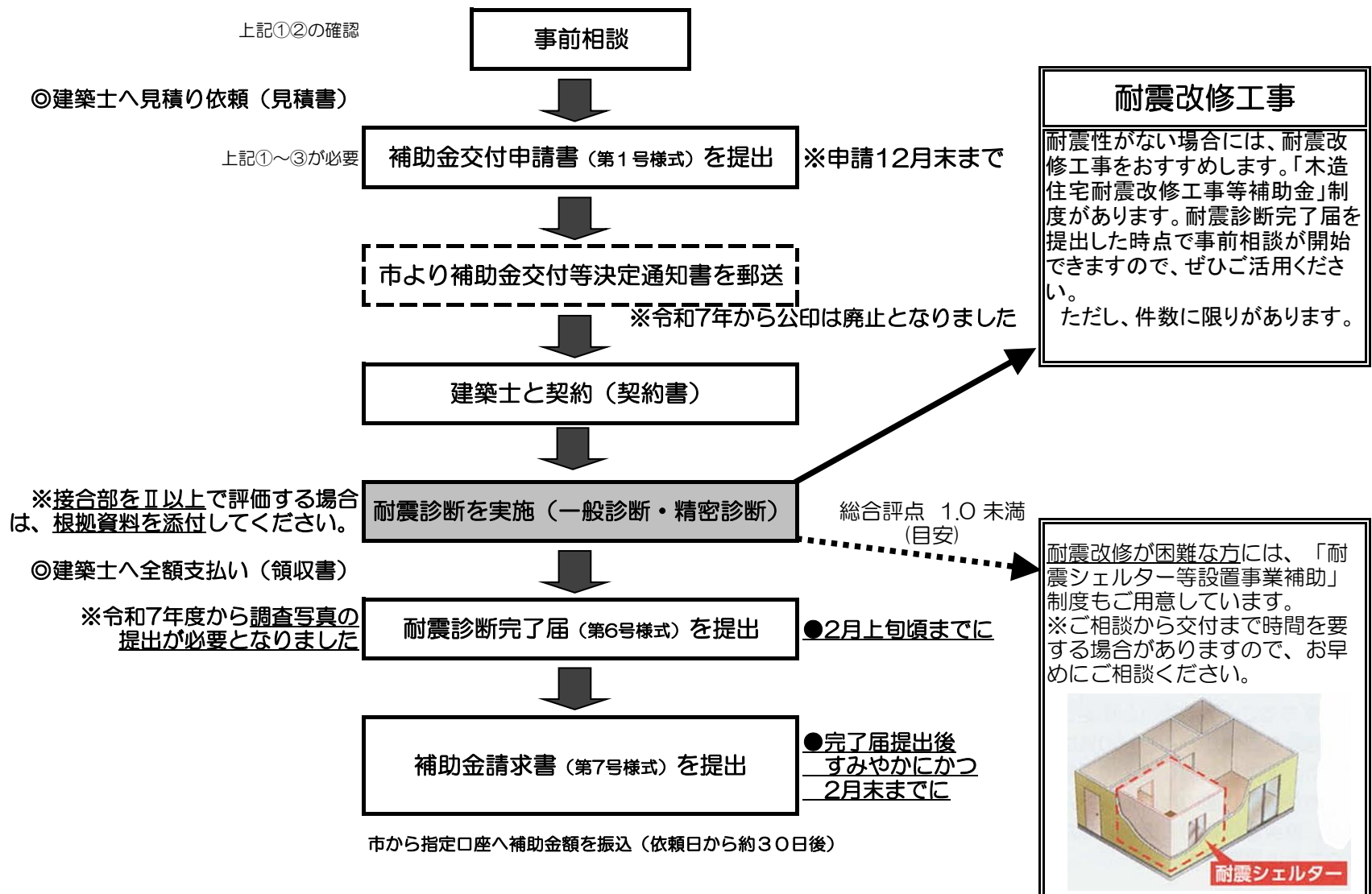
12月末までに補助金交付申請書（第1号様式）提出

## <受付窓口>

住まい暮らし政策課 耐震担当  
 藤沢市役所分庁舎3階 電話：0466-50-3541



・年度内に、申請から補助金の支払完了までを行います。



### 耐震改修工事

耐震性がない場合には、耐震改修工事をおすすめします。「木造住宅耐震改修工事等補助金」制度があります。耐震診断完了届を提出した時点で事前相談が開始できますので、ぜひご利用ください。ただし、件数に限りがあります。

耐震改修が困難な方には、「耐震シェルター等設置事業補助」制度もご用意しています。※ご相談から交付まで時間を要する場合がありますので、お早めにご相談ください。